

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
2年-6 (2. 2.19)	福祉保健	<p>厚生労働省による公立・公的病院名公表の白紙撤回と地域医療の充実を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>厚生労働省は昨年9月26日、既に各地域で合意している2025年「地域医療構想」を踏まえた公的・公立病院の「具体的対応方針」に関し、「再検証」を要請する424病院を、突然名指しで公表した。高度急性期・急性期の病床を有する病院のうち、国が検証項目（がん・心疾患・脳卒中など9分野17項目）と判定基準（「A」診療実績が特に少ない、「B」類似の診療実績を持つ病院が近接）を決め、各病院の診療実績を分析した結果に基づくものとしている。</p> <p>424病院の中には、鳥取県の4病院（岩美町国民健康保険岩美病院、南部町国民健康保険西伯病院、日南町国民健康保険日南病院、鳥取県済生会境港総合病院）が含まれており、「病院がなくなるのではないか」と関係自治体、市民・市民、病院関係者、医療関係者に大きな衝撃と不安をもたらしている。再編・統合の対象とされた4病院は、いずれも医療資源が乏しい地域において、住民の命と健康を守るうえで欠かせないものであり、安心して住み続けられる地域づくりに欠かせないものである。また、西伯病院には精神科の入院施設があり、西部地域全体の医療に果たす役割は大きく、単純に稼働率で割り切れるものではない。</p> <p>各医療機関のあり方に対して、何ら決定する権能を有しない政府・厚生労働省が病院名まで上げ、事実上強制ともとれる要請を行う今回の病院名の公表は撤回すべきである。</p> <p>また、地域医療構想は、各県、各自治体が検討した計画をもとに進めており、地方、地域で合意した方針を国が覆すなど地方自治や地域主権からも到底認められない。国は</p>	<p>鳥取県医療労働組合連合会 執行委員長 池原裕子</p> <p>鳥取県社会保障推進協議会 会長 藤田安一</p>	不採択 (2. 3.24)

**本会議(R2. 3. 24)委員長報告
会議録暫定版**

厚生労働省が再編・統合の再検証を要請する424の公立・公的病院を公表したことに対しては、本県議会は既に昨年10月19日付けで「地域医療の堅持に関する意見書」を可決し、一つ、全国一律の基準により分析したデータだけで再編統合の目安とするのではなく、各地域の実情を踏まえたものとすること、二つ、各地域の再検証の結果を尊重し、決して財政面等の不利益を生じさせないようにすること、を内容とする意見書を提出したところであること。

昨年10月から「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」が設置をされ、この度の再検証の要請が、名指しされた公立・公的病院そのものの統廃合を求めるものではなく、全国一律の基準で機械的に方向性を決めるものでもない旨が確認されていること。

また、本県知事も全国自治体病院開設者協議会会長として、本議会の意見書と同趣旨の意見書を国に提出していることや全国知事会を代表して「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」において、各都道府県からの意見として、地方での検討期限の弾力的な運用を要請していると承知しており、地域医

福祉生活病院常任委員会・陳情

	<p>地方で深刻な医師不足の解消や、どこに住んでも安心して暮らせる地域医療の堅持のための支援にこそ力を入れるべきである。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>鳥取県議会から国に対し、次に掲げる項目を求める意見書を提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none">1 地域医療構想を踏まえた具体的対応方針について、厚生労働省が行った公立・公的424病院に対する「再検証」要請を白紙撤回すること。2 いつでも・どこでも・誰もが必要な医療を受けられるよう、地域医療を充実させること。	<p>療体制の維持・確保についても「医師偏在対策に関する意見」を提出し、国との協議を重ねている。 以上のことから、不採択と決定いたしました。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------